

地震調査研究推進本部の実績に係る委員の対応等

1 地震調査研究推進本部の実績に係る委員の対応

【原則】

地震調査研究推進本部の実績に係る委員は、「進捗状況」、「目的の達成状況」及び「今後の展開」の評価（記号による評価）は、行わないこととする。

[地震調査研究推進本部の実績に係る場合の例]

- ・委員本人が業務に参加している場合
- ・委員本人が所属する機関が業務の中核機関となっている場合
- ・委員が中立・公平に評価を行うことが困難と判断される場合

【具体的な事項】

片山委員にあつては、次の項目の「進捗状況」、「目的の達成状況」及び「今後の展開」の評価には参加しない。なお、「コメント」については、参加することができることとする。

[評価に参加しない事項]

第2章

1 地震調査研究の推進とその基盤整備

(1) 地震に関する基盤的調査観測の推進

(2) 地震に関する調査観測研究データの蓄積・流通の推進

2 広範なレベルにおける連携・協力の推進

(5) 国際協力

第3章

1 活断層調査、地震の発生可能性の長期評価、強震動予測等を統合した地震動予測地図の作成

(4) 強震動予測手法の高度化

2 リアルタイムによる地震情報の伝達の推進

3 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域及びその周辺における観測等の充実

2 その他

評価を最終的に決定する会議には、政策委員長、地震調査委員長、調査観測計画部会長、予算小委員会主査、成果を社会に活かす部会長及び関係省庁職員等関係者は、出席しない。また、地震調査研究推進本部の実績に係る委員は、関係する部分の評価の決定の際には、参加しない。